

下水道光ファイバー及び関連製品認定要領

平成 22 年 11 月

一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会

(総 則)

第一条 この要領は、一般社団法人日本下水道光ファイバー技術協会（以下「協会」という。）が行う下水道光ファイバー関連製品認定の実施に適用するものであり、下水道施設内の環境においても当該製品の性能が十分に発揮できることを審査・認定し、下水道光ファイバー通信の安定化を図るとともに下水道光ファイバー技術の向上と普及を目的とする。

(製品認定の対象)

第二条 下水道光ファイバー関連製品認定は、次に掲げる製品を対象とする。

(ア) 下水道光ファイバーに係わる機械・電気・通信機器類

(イ) 下水道光ファイバーに係わる各種センサー機器類

(ウ) 光ファイバーケーブルを含む各種材料

(エ) 上記以外の製品については、製品認定の依頼を受けた段階で協会が判断する。

(製品認定の申込み)

第三条 協会に製品認定を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、別紙様式1に定める製品認定依頼書に必要事項を記入するとともに資料を添えて申し込むものとする。

2 前項の資料は、製品開発の経緯、使用実績等を記載した製品概要説明書（別紙様式2）、受付審査に必要な会社概要、依頼者による確認試験報告書、パンフレット等、製品認定に必要な資料とする。

3 別途定める製品認定に必要な経費は、依頼者の負担とする。又、製品認定において性能確認試験等を行う場合に発生する経費は、実験内容・規模に応じて依頼者が負担するものとする。

(製品認定審査会)

第四条 製品認定を行うために下水道光ファイバー関連製品認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、協会に製品認定が依頼される都度、設置するものとする。

3 審査会では、前条の資料を基に製品審査を行い、認定の適否を判断する。

また、必要に応じて確認試験および公的な試験機関またはそれに準ずる機関で証明されたもの等により審査する。

(審査委員、委員長の選出)

第五条 審査委員は、協会正会員・賛助会員の中から協会会長が委嘱する。

- 2 審査会の委員長は、委員の中より互選により選出する
- 3 委員長ならびに委員の任期は、当該製品の製品認定業務が完了した段階で解嘱される。

(審査の基準)

第六条 審査の基準は、協会及び国等が定める技術指針・技術基準等を参考に、認定を依頼された製品の仕様を確認し審査会が定めるものとする。

- 2 依頼者に対し製品認定審査の過程において、新たに必要となった資料の提出を求めることができる。

(製品認定証明書の発行)

第七条 前条の審査会の結果、認定対象として適当と認められた製品につき、協会は、遅滞無く別紙様式3の「製品認定証明書」を依頼者へ発行するとともに依頼者が製品認定章を使用することを許可するものとする。

(製品認定期間)

第八条 製品認定の有効期間は、認定年度から5年間とする。

- 2 製品認定の更新をする場合は、当該製品の仕様・性能に変更がなければ別途定める費用にて更新を認定する。
- 3 当該製品の仕様・性能に変更があった場合、第四条に定める審査会で同様の審査を行う。
- 4 有効期間内に、製品認定の内容に変更が発生した場合は、協会へその旨を報告し更新時に新たに審査を受けるものとする。
- 5 認定された製品について、依頼者は、有効期間の各年度当初に前年度の販売実績を協会に報告するものとする。

(製品認定証明書の取消)

第九条 依頼者が偽り、その他不正の手段により製品認定を受けたことが判明したとき及び製品認定証明書を不正に利用したとき等には、審査会を開催し製品認定証明書の全部又はその

一部を取り消すことができる。また、協会はその旨を協会ホームページ、機関紙等で公表する。

2 依頼者は、前項の規定に該当したときは、協会の指示により直ちに必要な処置を講じなければならない。

(製品認定品の事故等に係わる責任)

第十条 認定された製品の不具合により事故等が生じた場合、依頼者は速やかにその内容を協会に報告すると共に、責任を持って適切な処置を講ずるものとする。

(費用の納入及び変更)

第十一条 依頼者は、第三条の規定に基づき、製品認定に係わる経費を協会からの請求後、速やかに協会へ納入するものとする。

2 依頼者が製品認定審査の途中において製品認定依頼を取り下げた場合、又は、製品認定に適していないと判断された時点で、協会は製品認定作業を中止し、協会が要した経費の精算を行うものとする。

3 製品認定審査に係わる経費に変更が予想される場合には、協会はその時点で依頼者と協議するものとする。

(製品認定品の普及)

第十二条 協会は、製品認定審査の結果を刊行物・ホームページへ掲載し、下水道光ファイバー関連製品の普及に努めるものとする。

別紙様式1

製 品 認 定 依 頼 書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会
会 長 殿

会 社 名 印
代 表 者 氏 名 印
所 在 地
電 話

下記について製品認定を依頼します。

記

1. 対象製品名称
2. 受付資料
3. 希望事項
4. 担当氏名

住 所
会 社 名
所 属
電 話

(内線)

別紙様式2

製 品 概 要 説 明 書

依 頼 者 名	
製品名称 項 目	
製品の概要	製品概要を適用範囲を含めて、簡潔に記述して下さい。
製品の諸元	製品等の特徴を記述して下さい。
既存製品との対比	既存製品(他社、自社の製品は問いません)との対比により、その特性が確認できるように記述して下さい。
製品認定範囲 (項目)	当該製品の認定範囲(項目)を記述して下さい。
確認試験結果	確認試験および公的試験機関による試験結果については、別途確認試験報告書として提出して下さい。
実 績	当該製品の使用年月日、使用場所、施工工事規模等を記述して下さい。(多い場合は代表的なものを2~3件記述して下さい)

製品内容の公開性	製品内容については、製品認定審査会に提出していただき、認定終了時において製品認定証明書等で公開致しますが、特許等の関係からやむを得ず非公開としたい部分があれば、その点を記述して下さい。
特許の有無	特許の有無と、当該製品における特許部分・番号を記述して下さい。 (公開広報等、提出できる資料があれば、添付して下さい。)
関連法規制	関連法規との関係を記述し、その対応および処置方法等を示して下さい。
事故発生時の 処置方法	万一、当該製品の使用によりクレームが発生した場合、あるいは所定の製品性能に達しない場合の技術的対応について明示して下さい。 (品質保証体制・窓口を記述下さい。)
その他	

別紙様式3

製 品 認 定 証 明 書

会 社 名

代表者名 殿

製品名称:

(製品認定趣旨)

(製品認定範囲)

依頼のあった〇〇〇〇〇の製品について、(社)日本下水道光ファイバー技術協会・製品認定審査会
において、調査・検証した結果を以下のとおりに報告する。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会
会 長

記

1. 製品認定結果

(1)製品認定審議の結果、本製品は当協会の製品認定品と認められるので、製品認定証明書を発行する。

(2)製品認定章の使用を許可する。